

2015年11月13日

Japan tax alert

EY税理士法人

OECDが、BEPS行動計画8-10に基づく、リスク及び認識に関する移転価格の最終ガイダンスを公表

EYグローバル・タックス・アラート・ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

エグゼクティブ・サマリー

経済協力開発機構(OECD)は、2015年10月5日、税源浸食と利益移転(BEPS: Base Erosion and Profit Shifting)の行動計画8-10(移転価格の側面)に関連する最終レポートを公表しました。本レポートは、BEPS行動計画全15項目の最終レポートの一貫として公表されたものです。

行動8-10の最終レポート「移転価格の側面」は、OECD移転価格ガイドライン第1章セクションDの改訂、コモディティ取引に関する新ガイダンスの追加、無形資産に関するOECD移転価格ガイドライン第6章の改訂、低付加価値グループ内役務提供に関するOECD移転価格ガイドライン第7章の改訂、費用分担 契約に関するOECD移転価格ガイドライン第8章の改訂、及び取引単位利益分割法に関する作業の範囲を取り上げています。

本アラートでは、リスク分析、取引の正確な記述、及びキャッシュ・ボックスに関するOECD移転価格ガイドライン第1章セクションDの改訂を取り上げます。

主要なガイダンスは、以下のとおりです。

- ▶ 関連企業間の契約関係について、その当事者の実際の行動を証左として分析することで、関連企業間の実際の取引を正確に記述することの重要性
- ▶ 機能分析の一部であるリスク分析の詳細なガイダンス。これには6段階の分析フレームワークが含まれています。移転価格上、リスクを引き受ける関連企業はリスク管理が必要となり、そのリスクを引き受けるだけの財務能力を有していなければなりません
- ▶ 資金提供の他に重要な経済的活動を伴わず、資金提供に関連した財務リスクの管理を行わない資金の充実した多国籍企業(MNE)グループの関連会社(キャッシュ・ボックス)は、リスクフリーの投資に対する利益以上を受け取ることはありません(取引が商業的合理性のない場合は、それ未満でなければなりません)
- ▶ 商業的合理性のない例外的な場面では、税務当局は実際の取引を否認することができます。実際の取引が比較可能な経済環境において、非関連者間で合意するであろう商業的に合理的な取決めであるか否かが主要な問題となります

最終レポートには、2014年12月のリスク及び取引の再構成に関するディスカッションドラフト¹並びにOECD移転価格ガイドライン2010年版からの重要な変更点があります。

詳細な議論

背景

BEPS行動8、9及び10は、移転価格の結果と価値創造の整合性の確保に関連するものであり、次のような相互に関連するトピックについてのルール策定が含まれます。

1. グループ企業間でのリスクの移転、又はあるグループ企業に過剰資本を配分することで生じるBEPSを防止するルール
2. 第三者間では全く発生しない、又はごく稀にしか発生しない取引を行うことで生じるBEPSを防止するルール。これには取引を再構成できる状況を明確にするための移転価格ルール又は特別措置の導入を含みます
3. 評価困難な無形資産の移転に関する移転価格ルール又は特別措置

最終レポートは、行動9及び10に基づく作業によるOECD移転価格ガイドライン第1章セクションDの具体的な改訂を含みます。現行のガイダンスにおける機能、リスク及び資産の契約上の配分における全体像への注目から、最終レポートの改訂は、移転価格の結果が確実にMNEグループ関連会社の行う経済活動と整合性を有するように、独立企業間原則に関するガイダンスを明確にし、強化するものとなっています。実際の取引を正確に記述することの重要性を強調し、いずれの当事者がリスクを負っているかを決定するための新しい6段階のフレームワークを提供しています。正確に記述された取引の認識に関するガイダンスの改訂には、どのような場合に実際の取引を認識しないことが適正かについての判断基準が含まれています。

商業上又は資金上の関係の特定

最終レポートは、移転価格分析における重要要素である比較可能性分析を、最初の重要ステップと位置付け、次の2つの側面を強調しています。(i)関連者間取引を正確に記述するために、その商業上又は資金上の関係と、これらの関係に経済的に付随する条件の特定。(ii)関連者間取引の条件とその経済に関連する状況、及び比較対象となる独立企業間取引での条件と状況の比較。第1の側面はOECD移転価格ガイドライン第1章、また第2の側面は第2章及び第3章で焦点となっています。

最終レポートは、実際の取引を正確に記述するために、関連者間での取引における経済上の特性又は比較可能性の要素を特定しなければならないとしています。これらの要素は、大きく分けて、(i)契約条件、(ii)使用する資産、引き受けるリスクを考慮した機能、(iii)資産及び役務の特徴、(iv)経済環境及び市場、(v)事業戦略と分類することができます²。

書面による契約書によって取引が正式なものである場合、これらの契約書は関連者間の商業上又は資金上の関係を特定する第一歩となります。しかしながら、契約書の情報は、経済的に重要な特性が証明するその他の4つの商業上及び資金上の関係を考慮して、明確化及び補足される必要があります。上記5つ全ての特性分析が、当事者の実際の行動の証左となりますが、取引の経済的に重要な特性が契約条件と一致しない場合、取引当事者の実際の行動に基づいて全般的に実際の取引を特定します。最終レポートは、書面による契約条件が存在しない場合、実際の取引は、経済的に重要な特性の特定を証左とする、実際の行動から推定しなければならないとしています。

また同レポートは、当事者が実際に何を行い、どのような能力を有しているかに注目した機能分析に関する追加のガイダンスを含んでいます。これらの活動や能力には、事業戦略やリスク

についての決定を含む意思決定能力が含まれます。特に、企業グループ全体としてどのように価値を生み出すのか、どのような機能の相互依存性があるのか、また当事者がこの価値創造へどのように貢献したかを理解することが重要であり、能力や実際の貢献等の当事者の特性が、当事者が現実的に利用可能な選択肢に影響を与えているとされています。したがって、商業上及び資金上の経済環境を特定するプロセスには、当事者の能力や独立企業間としての仮定の下、当事者が現実的に利用可能な選択肢に与える影響、及び潜在的に比較可能な非関連者間の取決めにそのような特性が反映されているか否かの検討が必要とされます。

商業上及び資金上のリスク分析

最終レポートは、機能分析において不可欠なリスク分析について新たなガイダンスを追加しています。引き受けるリスクが大きければ、それだけ期待されるリターンを多く受け取るようになるため、リスクの引受け及び影響に関連して、どのようなリスクを引き受け、どのような機能を果たすのか、そしてどの当事者がこれらのリスクを引き受けるのかを決定することが重要となります。リスクを引き受けることは、「リスクが現実となった際に不利益を被ることであり、リスクの顕在化にあたって、リスクを引き受けた当事者が資金上その他の結果を引き受けること」と定義されています。レポートによれば、リスクについての詳細なガイダンスは、リスクが機能や資産よりも重要であるということではなく、リスクのもたらす実務的な複雑さによって必要とされたものであるとし、リスク分析について次に掲げる6段階の分析フレームワークを提供しています。

ステップ1: 個別に明確化した経済的に重要なリスクの特定

最終レポートは、個別に明確化した経済的なリスクの特定に焦点を当て、重要性基準を導入しています。リスクを、「ビジネスの目的に影響する不確実性」と定義し、リスクの重要性は、そのリスクがもたらすであろう利益又は損失の発生の可能性及び大きさによるとしています。リスクは様々な方法で分類できますが、移転価格分析における分類のフレームワークとしては、リスクの原因となる不確実性の源泉を検討する必要があります。これらの源泉の例としては、戦略上のリスク、市場リスク、インフラリスク、事業リスク、財務リスク、取引リスク及び偶発リスクなどが挙げられます。リスクの性質によって、グループ内のどの当事者がそのリスクに関する意思決定を行うものとされているかを知ることができます。

ステップ2: 契約による特定のリスク引受けの決定

取引当事者間の書面による契約は、具体的なリスクを引き受ける当事者を明らかにする場合があります。事前の契約でリスクを引き受けるということは、リスクの顕在化を待たずにこれを引き受けることの明らかな証拠となります。最終レポートは、契約上の取決めにおける価格設定のみで、どの当事者がリスクを引き受けるのかを判断すべきではないとしています。

ステップ3: リスクに関する機能分析

このステップは取引当事者がリスクに関して果たす機能を分析するものです。この分析は、具体的かつ経済的に重要なリスクを引き受け管理することに関して、関連者がどのように活動しているかという情報を提供します。特に、どの企業がリスク管理及び低減の機能を果たし、リスクが現実となった際の利益不利益を被るのか、そしてリスクを引き受けることのできる資金力を有しているのかについて着目した分析である必要があります。

最終レポートは、リスク管理の機能を、「商業活動に関連したリスクを評価し対応する機能」と定義しており、(i)リスクを伴うビジネスチャンスに賭けるか又は見送るかを決定する能力とその意思決定の実績、(ii)ビジネスチャンスに伴うリスクに対応するか否か、及びどのように対応するかについて決定する能力と意思決定の実績、(iii)リスク低減能力、すなわちリスクに影響を与える措置能力とリスク低減の実績、の3つの要素で構成されています。

リスク管理には、これらの要素の最初の2つが必要となり、また能力だけでなく、機能を実際に発揮できなければなりません。

日常的にリスク低減の機能を果たすことが、リスクを管理する当事者に求められるとは限らず、これを他者に委託することも可能です。しかし、日常的なリスク低減活動を他者に委託するとしても、リスク管理には委託する活動の目的と、その委託を決定する能力、目的が十分達成されているかを評価し、また必要に応じてその委託の継続又は解除を決定する能力が、その実際の履行と共に必要とされます。リスク低減とは、リスクのもたらす結果に影響を与える対策(品質管理監査等)であり、不確実性を抑制し、リスクが顕在化した際に被る不利益を軽減する対策が含まれます。

リスク管理が必ずしも実際にリスクに影響を与え、不確実性を払しょくする必要はありません。したがって、影響を与えることが難しいリスクについても、投資時機の決定、開発プログラムの内容、マーケティング戦略設計、又は製造レベルの設定などを通じた管理があります。

リスクを負担する財務能力とは、リスクを取る又は先送りするための資金調達、リスク低減機能の費用負担、及びリスクが顕在化した結果に耐え得る能力を意味します。資金調達能力については、必要であれば追加資金の流動化を図ることのできる利用可能な資産や現実的に利用可能な選択肢を考慮する必要があります。資金調達能力の評価は、リスクを引き受ける当事者が、類似した状況で活動する非関連者であるとの想定に基づいて行う必要があります。

ステップ4: ステップ1-3の解釈

リスクの負担と管理に関して、ステップ1-3によって収集された情報に基づき、ステップ4は、(i)当事者が契約条件に従っているか、(ii)リスクを引き受ける当事者がリスク管理を行い、リスクを負担する財務能力を有しているかの2点を分析することで、契約上のリスクの引受けが当事者の行動やその他の事実と一致しているかを判断します。

契約上リスクを引き受ける当事者が、リスクを管理し、リスクを負担する財務能力を有している場合は、ステップ6の分析へと進み、そうでない場合には、ステップ5の分析を行います。2014年12月のディスカッション・ドラフトでは全般的にリスクを引き受ける財務能力は度外視されていましたが、最終レポートではリスク管理の観点から重要な要素として追加されています。

意思決定手続き(正式な承認手続きのために他地域で開催される会議、取締役会議事録、決定に関する契約書の署名など)や、リスクに関するポリシーの設定(グループの取締役会又は経営会議がグループのリスクレベルを設定するなど)が単に形式的に整っていることは、実際にリスクを管理していると判断する十分な根拠とはならないとしています。

ステップ5: リスクの配分

リスクを(契約上)引き受けた関連者がリスク管理を行わない、又はリスクを負担する財務能力を有していない場合、リスク管理を行い、リスクを負担する財務能力を有している関連者企業にリスクが配分されなければなりません。複数の当事者がリスク管理を行い、リスクを負担する財務能力を有している場合は、最もリスク管理を行っている当事者又は関連者企業に対して、リスク配分を行う必要があります。

ステップ6: リスク配分の結果を考慮した取引の価格設定

正確に記述された取引は、OECD移転価格ガイドライン第2章(移転価格算定方法)、及び第3章(比較可能性分析)で定められた、納税者及び税務当局にとって利用可能なツールや方法に沿って、価格設定されなければなりません。その際には、リスクを負担することの財務的及びその他の結果、そしてリスクの管理に対する対価を考慮しなければなりません。これには正確に記述された取引に基づいた、最適な移転価格算定方法の選択、及び比較可能取引の特定が基本的に必要とされます。

キャッシュ・ボックス

最終レポートは、資金提供の他に重要な経済的活動を伴わない資金の充実したMNEグループの関連会社(「キャッシュ・ボックス」)が、利益を受け取りすぎないことを確実にすることを目指しています。資金提供はしますが、資金提供に関連した財務リスクの管理を行わないキャッシュ・ボックスは、取引に商業的合理性がなく、否認又は再構成される可能性がある場合、リスクフリーの投資に対する利益以上を受け取ることはありません。会社が引き受けたリスクに対する管理を履行することが求められ、キャッシュ・ボックスがリスクに関連するリターンを受け取るためには、リスクを管理する機能を果たさなければならなりません。そうしない場合、リスク(及びそれに関連するリターン)は、そのようなリスク管理機能を果たしている他のグループ企業に配分されます。キャッシュ・ボックスが受け取ることのできる利益は、リスクフリーの投資に対する利益以上ではありません。さらに、否認ルールも適用される場合があり、結果として機能を有さない又は低い機能のキャッシュ・ボックスは、リスクフリーの投資に対する利益以上を受け取ることはありません。ガイダンス及び例示は、無形資産に投資するキャッシュ・ボックスである会社に限定せず、その他の資産に投資する場合にも同様に適用されます。

キャッシュ・ボックスに影響を与えるその他のBEPS対策には、利子の損金算入(BEPS行動4)、外国子会社合算税制(BEPS行動3)、条約濫用防止のための最低基準(BEPS行動6)、そして国内法における条約濫用防止規則の適用があります。

BEPS行動計画は特別措置の導入を示唆していますが、最終レポートは、新たに構築される移転価格規則では、独立企業原則以外の特別措置の必要性はないとしています。

正確に記述された取引の認識

最終レポートのこのセクションは、2014年12月公表のディスカッションドラフトから大きく変更されました。

ガイダンスは、正確に記述された取引の価格設定を独立企業原則に従って決定するために、あらゆる努力をすべきであると強調しています。取引の否認には賛否両論があり、二重課税を生むものであることを認めています。そして関連者間における取決めは、独立企業間における取決めよりもはるかに多くの形態をとることができることを強調しています。比較可能な状況で、独立企業間で同一の取引が行われている場合には、否認の適用はありません。ガイダンスは、その取引が独立企業間では見当たらないという事実のみで否認されるものではないとしています。

正確に記述された取引は、取引に関して行われた取決めが、その全体像として比較可能な状況で商業的合理性を持って行動する独立企業間で行われるであろうものから乖離している場合には、これによって独立企業間価格の決定が妨げられるため、否認されることになると考えられます。主要な問題は、実際の取引が、比較可能な経済状況において独立企業間で合意するであろう取決めの商業的合理性を有しているかということです。これに関し、そのような取引の結果として、多国籍企業グループ全体の税引き前損益が悪化したままとなっているかを検討することも重要です。

否認された場合、納税者の取引構造は、実際の取引の事実関係にできるだけ近く、受入れ可能な価格に至る商業的合理性を持った結果を達成する代替構造に置き換えられることとなりますが、それには、(i) 不確実性が非常に高く、第三者の保険会社では受け入れないリスクに係る内部保険の取決め、(ii) 研究開発活動の将来の全成果を一括支払いによって販売する場合、のような事例が挙げられています。

おわりに

要約すると、最終レポートは、独立企業間価格の設定は正確に記述された取引に基づかなければならないことを明確化し、リスク管理を含む当事者の実際の行動を証左として、契約上の関係を分析することを求めており、法的形式から取引の経済的実態へ重点が置かれるようになりました。取引の経済的に重要な特性が契約条件と異なる場合、最終ガイダンスに基づき、実際の取引は全般的に当事者の実際の行動に基づいて特定されます。

グローバル企業は、様々な国でグループ企業の行う活動とその創造する価値をさらに裏付ける必要があり、より徹底した機能分析が求められます。契約条件や法的所有形態に基づく移転価格ポリシーの見直しが必要となり、グローバル企業には、最終ガイダンスがその移転価格構造に意味するところを評価し、それを文書化することが求められます。

巻末注

1. 2015年2月3日付のEY Japan tax alert 「OECDが、BEPS行動計画8-10において要請しているリスク、取引の再構成及び特別措置に関するディスカッションドラフトを公表」をご参照ください。
2. 実際の取引の比較可能性の要素についての情報は、OECD移転価格ガイドライン第5章で検討されているように、ローカルファイルに含まれることとなります。

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い世界の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2015 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE CC20151106

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp